

高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年2月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

令和3年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



高松市監査委員

行 政 監 查

令和3年度行政監査の結果について

1 監査対象局及び実施期間

創造都市推進局	令和3年4月20日から令和4年1月28日まで
都市整備局、消防局	令和3年8月17日から令和4年1月26日まで
教育局、行政委員会等（※）	令和3年11月1日から令和4年1月28日まで

（※）監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局及び市議会事務局

2 監査対象事務

行政事務の執行

3 監査対象となる事務の執行年度

令和2年度及び3年度

4 監査の方法

「令和3年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「受益者負担の適正化について」をテーマに行政監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

5 監査の結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	創造都市推進局 都市整備局	土地改良課 道路管理課・河港課水路対策調整室	1	—	1
2	創造都市推進局	農林水産課	—	2	2
	合計		1	2	3

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

令和3年度行政監査結果一覧

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	指摘【重点】	法定外公共物（農道及び水路）に係る 占用料の減免について	P4	創造都市推進局 ・都市整備局	土地改良課・道路管理課 河港課水路対策調整室
2	意見【重点】	有害鳥獣被害対策事業補助金に係る適 正な受益者負担について	P5	創造都市推進局	農林水産課
3	意見【重点】	研修集会施設等に係る適正な受益者負 担について	P6		

※【重点】・・・「令和3年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和3年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和3年度の重点取組事項

受益者負担の適正化について

市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要があり、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を、より一層進める必要がある。

そこで、利用者の負担額、減免等の基準が合理的で明確であるか、徴収は適正に行われているかなど、受益者負担の適正化の観点から監査を実施する。

令和3年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaiyo/keikaku.files/2021kansakeikaku.pdf>



事情聴取（令和4年1月26日及び28日実施）の状況

受益者負担の適正化について

1 監査の目的

近年の厳しい財政状況の中、安定的な行政サービスを行うためには、歳出の削減だけでなく、市税等の徴収率の向上はもとより、歳入の確保に向けた行財政基盤を確立することが重要である。

また、市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定し、長期的な視点に立った受益者負担の適正化をより一層進める必要がある。

そこで、利用者の負担額、減免の基準等が適切に定められているか、徴収事務が適正に行われているかなどについて監査を行った。

なお、監査対象は、創造都市推進局、都市整備局、消防局、教育局、行政委員会等である。

2 調査対象項目及び監査の着眼点

歳入科目のうち、使用料、手数料及び負担金等を調査対象項目とし、地方自治法などの関係法令等に従い適正に行われているか、次の着眼点に基づき、監査を実施した。

- (1) 受益者負担の考え方は公平性が確保されているか。
- (2) 使用料等の減免に関する根拠法令、基準、内規等が整備されているか。
- (3) 減免の申請手続は、条例等に定められている手続を遵守しているか。
- (4) 減免の決定は、根拠法令、減免基準に基づき、適正に行われているか。
- (5) 市民ニーズ、社会ニーズの変化など、必要に応じて使用料等の見直しを行っているか。
- (6) 条例等に基づき、徴収事務が適正に行われているか。

3 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象課に「受益者負担の適正化に関する調査票」及び関係書類の提出を求めて、定期監査に併せて実施した。

また、必要に応じて、現地調査を実施したほか、各課に対し、文書又は口頭で照会した。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局・都市整備局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

土地改良課・道路管理課
河港課水路対策調整室

区 分

指 摘 【重 点】

指 摘 の 項 目

法定外公共物（農道及び水路）に係る占用料の減免について

指 摘 する 理 由

法定外公共物に係る占用料の取扱いについて、以下のとおり、減免規定が実態に則していないものが見受けられた。
1 減免
(4) 次の占用物件は、占用料を徴収しない。
ク 塩及び郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので、1店舗1個に限る。）

指 摘

法定外公共物を所管する、土地改良課、道路管理課及び河港課水路対策調整室において、占用料の取扱いに係る減免規定を、実態に則したものに直されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

農林水産課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

有害鳥獣被害対策事業補助金に係る適正な受益者負担について

意見を付す理由

鳥獣による農産物への被害防止対策として、びわ及びキウイフルーツについて、カラスの駆除に対する事業補助を行っているが、生産者には負担を求めず、本市補助金と団体助成金により事業が実施されていた。

意 見

当該事業により、びわ及びキウイフルーツの生産者には、一定の受益があったと見受けられることから、今後は、関係者等と協議の上、当該事業に係る費用等について、公平性の観点から、同生産者にも一定の負担を求めるよう、検討されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

農林水産課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

研修集会施設等に係る適正な受益者負担について

意見を付す理由

香川町、塩江町及び香南町の研修集会施設等の使用料について、営利目的や一部施設を除いて、内規により無償としており、使用料収入がほぼ得られていない状況が見受けられた。

意 見

地域に密着した集会所等については、将来的な施設修繕費などの負担が大きくなることが想定されることから、地元住民と協議を進めた上で、地元へ譲渡するなど、施設の在り方を検討されたい。
また、利用者の多い施設については、維持管理経費等が増大することも勘案し、施設利用者に対して、利用価値に見合った使用料の負担を求めるなど、受益者負担の適正化が図られるよう、減免基準を見直すことを検討されたい。



香川町多目的研修集会施設



塩江町高齢者活動促進センター



香川町丸山地区構造改善センター



香南町由佐農村環境改善センター

※写真は、研修集会施設等の一例

定 期 監 查

令和3年度定期監査の結果について

1 監査対象局及び実施期間

創造都市推進局	令和3年4月20日から令和4年1月28日まで
都市整備局、消防局	令和3年8月17日から令和4年1月26日まで
教育局、行政委員会等（※）	令和3年11月1日から令和4年1月28日まで

（※）監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局及び市議会事務局

2 監査対象事務

財務等に関する事務の執行

3 監査対象となる事務の執行年度

令和2年度及び3年度

4 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

5 監査の結果

	所管課等	指摘	意見	合計
1	創造都市推進局	農林水産課	1	2
2		競輪場事業課	1	1
3		文化財課	1	1
4		美術館美術課	1	1
5	都市整備局	交通政策課	1	1
6		公園緑地課	1	1
7	消防局	総務課	1	1
8	教育局	保健体育課	1	1
9		人権教育課	1	1
10		中央図書館	1	1
11		高松第一高等学校	1	1
	合計	6	6	12

※指摘・・・法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。



事情聴取（令和4年1月26日及び28日実施）の状況

令和3年度定期監査結果一覧

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	指摘	浄化槽の適正な管理について	P10	創造都市推進局	農林水産課
2	指摘	補助金の適正な交付事務について	P11		競輪場事業課
3	指摘	発注簿の適正な事務処理について	P12		文化財課
4	指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P13	都市整備局	交通政策課
5	指摘	適正な実績確認について	P14	教育局	人権教育課
6	指摘	新校舎建設に伴う備品購入について	P15		高松第一高等学校
7	意見	研修集会施設等の管理業務に係る謝礼金 額の見直しについて	P16	創造都市推進局	農林水産課
8	意見	特別展の開催に係る委託業務について	P17		美術館美術課
9	意見	市の名木及び標柱の保存・管理について	P18	都市整備局	公園緑地課
10	意見	緊急工事の着手について	P19	消防局	総務課
11	意見	学校給食センターの空調設備保守点検業 務委託について	P20	教育局	保健体育課
12	意見	図書館資料の適正な管理及び未返却資料 の回収への取組について	P21		中央図書館

令和3年度高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaiyo/keikaku.files/2021kansakeikaku.pdf>

定期監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
所 管 課 等	農林水産課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	浄化槽の適正な管理について		
指 摘 する 理 由	香川町多目的研修集会施設及び香南町西庄集会所に設置されている浄化槽については、浄化槽法の規定に基づく清掃をしていなかった。		

指 摘	香川町多目的研修集会施設及び香南町西庄集会所に設置されている浄化槽については、浄化槽法の規定に基づき清掃し、適正に管理されたい。
-----	--

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	浄化槽法
内 容	(浄化槽管理者の義務) 第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	環境省関係浄化槽法施行規則
内 容	(清掃の回数の特例) 第7条 法第十条第一項の規定による清掃の回数は、全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。

定期監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

競輪場事業課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

補助金の適正な交付事務について

指 摘 する 理 由

「日本競輪選手会香川支部プロ自転車競技記録会」、「香川県競輪選手技能強化訓練補助金（前期及び後期）」及び「第47回四国地区プロ自転車競技大会」の補助事業に係る実績報告については、事業報告書、収支決算書のほか、補助事業等の実施に要した経費を支払ったことを確認できる書類の提出を求めているが、領収書等が添付されておらず、対象経費の確認が不十分となっていた。

指 摘

補助事業の実績確認については、所管課として、使途が確認できる領収書等の提出を求め、支出内容が適正であることを確認されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市補助金等交付規則

内 容

（実績報告）
第8条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（1）事業実績書
（2）収支決算書（様式第9号）
（3）補助事業等の実施に要した経費を支払ったことを確認することのできる書類
（4）その他市長が必要と認める書類

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市補助金等の見直し方針

内 容

2 見直しの視点
（3）適格性
ア 交付先団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

定期監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

文化財課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

発注簿の適正な事務処理について

指 摘 する 理 由

消耗品である消火器の購入に当たり、発注を3回に分け、発注簿処理により同日に同一業者から1者随意契約により購入しているものが見受けられた。

指 摘

消耗品の購入においては、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、適正に事務処理されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条第3項
契約事務担当員は、当然に1回に契約すべきものを、事務上の負担の軽減等を目的に、施行令第167条の2第1項第1号、高松市会計規則(昭和39年高松市規則第34号)別表第1中の発注簿等に係る規定その他の規定を適用し、2回以上に分割して取り扱ってはならない。

定期監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和3年度／都市整備局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
所 管 課 等	交通政策課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	個人情報の適正な取扱いについて		
指 摘 する 理 由	「放置自転車等撤去及び保管返還等業務」、「仏生山駅パークアンドライド駐車場定期使用受付業務」及び「片原町駅前レンタサイクルポート利用証交付業務」に係る契約書等に、個人情報の取扱いについて、記載がないものや、記載はあるものの十分ではないものが見受けられた。		

指 摘	契約書等に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の条項を記載するとともに、受託者に対し、個人情報の適正な取扱いについて、明示されたい。
-----	--

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市個人情報保護条例
内 容	（正確性の確保及び適正な管理） 第13条 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 （委託に伴う措置等） 第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託しようとするときは、その委託に係る契約において、その委託を受けた者（以下「受託者」という。）が講ずべき安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。）を明らかにしなければならない。
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託等する場合の留意事項等
内 容	3 契約締結に当たっての措置 （1）個人情報を取り扱う事務の委託等契約の締結に当たっては、当該契約に係る契約書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）に、次の記載例のように受注者が別記「個人情報取扱特記事項」（以下「本特記事項」という。）を遵守する旨の条項を記載するものとします。 契約書等への記載例 （個人情報の保護） 第〇〇条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

定期監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和3年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

人権教育課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

適正な実績確認について

指 摘 する 理 由

教育活動指導費補助事業補助金について、当該事業に係る補助対象経費などが明記された適切な基準等が見受けられなかった。
また、各小・中学校教育活動指導推進委員会から提出された実績報告書のうち、一部の委員会において、添付された領収書に、購入品目の記載がないもの、購入品名や数量の記載がないため、補助対象経費に該当するかどうかの判断が難しいものが見受けられた。

指 摘

教育活動指導費補助事業補助金については、明確かつ具体的な補助対象経費に関する基準を制定し、各委員会に対してその基準を周知徹底するとともに、所管課として適正な実績確認をされたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市補助金等の見直し方針

内 容

- 2 見直しの視点
(3) 適格性
ア 交付先団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。
(4) 妥当性
ア 補助金対象経費の範囲は妥当であること。

定期監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和3年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

高松第一高等学校

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

新校舎建設に伴う備品購入について

指 摘 する 理 由

新校舎建設に伴う複数の備品購入において、競争入札ではなく、複数業者からの見積徴取（随意契約）による契約手続を行っていた。

指 摘

契約手続については、公平性・透明性・経済性確保の観点から、十分な説明責任を果たせるよう検討した上で、実施されたい。
また、今回の備品購入に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受けたことは、一定程度理解できるものの、今後においては、本市の契約手続の原則に立ち返り、購入品目の類似性及び予定価格を勘案して事務処理されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

地方自治法施行令

内 容

（随意契約）
第167条の2第1項第2号
地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

定期監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
所 管 課 等	農林水産課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	研修集会施設等の管理業務に係る謝礼金額の見直しについて		
意見を付す理由	香川町、塩江町及び香南町の研修集会施設等の管理業務について、地元管理人に謝礼金が支払われていたが、業務内容が同程度の管理業務に対し、各町の謝礼金額に差異が見受けられた。		
意 見	施設管理業務に係る謝礼金については、各施設の管理業務内容を精査し、各町間で公平性が損なわれないよう、謝礼金額の見直しを図られたい。		

定期監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和3年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

美術館美術課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

特別展の開催に係る委託業務について

意見を付す理由

「野口哲哉展」及び「北斎展」の開催に係る委託業務について、「懸垂幕設置撤収業務」や「看板製作業務」など、業務の内容ごとに契約を分け、複数業者による見積徴取を実施していたが、参加した見積業者は、すべて同一であった。

意 見

委託業務については、業務内容や受託可能な業者を十分に精査し、複数の業務をまとめて発注するなど、効率的・経済的な契約手続の方法について、検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

令和3年度／都市整備局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
所 管 課 等	公園緑地課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	市の名木及び標柱の保存・管理について		
意見を付す理由	市の名木指定が解除された後も、名木であることを表示した標柱（市の工作物）が、設置されたままとなっていたほか、市が委託した樹木医による名木診断を受けているものの、名木治療費の助成は行われていなかった。		

意 見	市の名木指定が解除された後は、標柱を撤去するなど、適切な工作物の管理を実施されたい。 また、名木診断の結果に基づき、治療費の助成を勧奨するなど、効果的な名木の保存について、検討されたい。
-----	---



【指定解除後も残されている標柱例】

定期監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

令和3年度／消防局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

総務課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

緊急工事の着手について

意見を付す理由

緊急工事として施工された複数の案件について、「当該工事において必要な部品の調達に時間を要したこと」を理由として、確知日から3日以内に工事に着手していなかった。

意 見

緊急工事に係る事務手続については、1事業者だけではなく、施工可能な他の事業者を当てるなど、長期間、部品調達を待つことなく、早急に着手できるような方策について、検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

令和3年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和4年2月28日

所 管 課 等

保健体育課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

学校給食センターの空調設備保守点検業務委託について

意見を付す理由

朝日新町及び六条町学校給食センターの空調設備保守点検業務委託については、導入している空調設備機器のメーカー構成が異なっていることを理由に、別々に発注しているが、両センターとも同一業者を「受託可能な業者」として指名し、見積徴取を実施していた。

意 見

朝日新町及び六条町学校給食センターの空調設備保守点検業務委託については、業務内容や受託可能な業者を十分に把握した上で、まとめて発注するなど、効率的・経済的な契約手続の方法について、検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局等

令和3年度／教育局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
所 管 課 等	中央図書館	区 分	意 見
意 見 の 項 目	図書館資料の適正な管理及び未返却資料の回収への取組について		
意見を付す理由	平成3年から累計約7,000冊の未返却資料が確認されているが、令和3年9月1日付けで全部改正した「高松市図書館資料除籍基準（以下「基準」という。）」の除籍対象資料の規定では、改正前の基準に定められていた長期末返却資料が除かれていた。		

意 見	長期末返却資料については、期限を定めて除籍することを基準に規定するなど、図書館資料の適正な管理に努められたい。 また、未返却資料の回収については、未返却者に対する督促はもとより、資料の返却を促進するための具体的かつ実効性のある取組について、検討されたい。
-----	---

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市図書館資料除籍基準（令和3年9月1日改正後）
内 容	3 除籍対象資料 (4) 亡失資料 ア 所蔵不明資料として、3年以上調査しても、なお不明なもの イ 災害その他不可抗力により、回収不能となったもの
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市図書館資料除籍基準（改正前）
内 容	2 除籍対象資料 (4) 亡失資料 ア 所在不明資料として2年を経過した物 イ 貸出をして2年を経過しても、なお回収不能となった物